

農地法第3条許可申請書添付書類一覧

	添 付 書 類	内 容		発 行 元
1	土地の登記事項証明書 (全部事項)			法 務 局
2	定款又は寄付行為の写し	当該法人の原本証明が必要	申請者が法人の場合	
3	位置図	申請地を明示		
4	地図、公図(法務局備付)	申請地を明示		法 務 局
5	仮換地図	申請地を明示	土地改良事業等による仮換地の場合	土地改良 事 業 者
6	(使用・賃貸借)契約書(案)	10年を目安に契約してください	賃貸借等の場合。 一般法人の場合は、 貸人からの解除条項 要。	
7	営農計画書	取得する農地の利用計画書		
8	農業経営確認書	現有農地の利用状況の確認	農業委員の確認が必要	
9	他市町の耕作証明	申請者(譲受人)が他市町に農地を 所有・耕作している場合		
10	農地台帳(農家台帳)の写し	申請者(譲受人)が市外居住者の 場合		
11	委任状	他人に申請等を委任する場合		
12	その他	底地の所有権取得の場合は、1年以 内に譲受人又はその世帯員等がそ の土地を耕作することが可能となるこ とが確認できる書類		

※ 土地の登記事項証明書等の証明書の有効期限は、発行後3ヶ月以内とする。
(他の書類も原則として3ヶ月以内)

※ 相続が発生している場合

・相続登記が未了の場合は、相続登記完了後に申請するか、相続人全員から、あるいは遺産分割協議書等で指定された方から申請してください。(ただし、相続人から申請する場合は、相続人を確認できる遺産分割協議書等・戸籍・除籍謄本が必要です。)

※ 住所・氏名の記入について

- ・原則として、住民票の添付は不要ですが、申請人の住所・氏名は住民票どおり正確に記入してください。(住所・氏名に誤りがあれば、登記できない場合もあります。)
- ・土地の登記事項証明書に記載されている住所・氏名と、申請人の住所・氏名が異なる場合は、本人確認ができるもの(住民票、戸籍の附票等)を添付してください。